

### 第3号様式

#### 令和7年度第1回船橋市市民協働推進委員会 会議録

- 1 開催日 令和7年5月28日（水）9時30分～12時00分
- 2 開催場所 市役所9階 第1会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 大間委員、小出委員、粉川委員、神宮委員、田久保委員  
橋本委員、早川委員、村尾委員
  - (2) 事務局 五十嵐市民生活部長、松丸市民協働課長、佐藤市民協働課長補佐  
矢田市民協働係長、綾部主事、小山主事
- 4 欠席者 影山委員、秀委員
- 5 議題
  - (1) 今年度のスケジュールについて
  - (2) 改定案へのご意見と反映状況について
  - (3) 指針改定修正案についての議論
- 6 傍聴者数 0名
- 7 その他  
次回、令和7年度第2回市民協働推進委員会は、令和7年6月11日（水曜日）  
午前9時30分から、市役所本庁舎7階705会議室にて開催予定
- 8 問い合わせ先  
船橋市 市民生活部 市民協働課 市民協働係 電話047-436-3201

○事務局

第1回船橋市市民協働推進委員会を開催します。本委員会は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となります。加えて、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱により、本協議会の会議録は、発言者の氏名を記して公開することとなりますことをご了承ください。本日は傍聴者の申し出はありません。

本日の会議でございますが、事前に秀委員及び影山委員よりご欠席のご連絡をいただいております。委員10名中、8名の委員のご出席をいただいております、委員の3分の2以上の出席がございますので、船橋市市民協働推進委員会運営要綱第5条第2項の規定によりこの会が成立しておりますことを報告します。

それでは開催に先立ちまして、4月1日付で事務局の人事異動がございましたので簡単にご挨拶させていただきます。

(事務局挨拶)

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

- 資料1 令和7年度推進委員会スケジュール
- 資料2 指針改定(案)
- 資料3-① 指針改定(案)意見取りまとめ(基本構成)
- 資料3-② 指針改定(案)意見取りまとめ(ページ別)
- 資料4 【最新】指針改定(修正案)

資料の不足等はありませんでしょうか。それでは船橋市民協働推進委員会運営要綱第5条に基づき、本日のこれ以降の進行につきましては粉川会長にお願いしたいと思います。粉川会長よろしくお願ひいたします。

○粉川会長

それでは、早速ですが、市民協働推進委員会を始めてまいります。議題の一つ目にご

ございますスケジュールについて、事務局からお願いします。

#### ○事務局

お配りの資料に沿ってご説明させていただきます。まず冒頭に今年度のスケジュールをお伝えいたします。資料1をご覧ください。先日は、皆様に8月の公募型支援事業公開報告会のスケジュール調整のご回答をいただき誠にありがとうございました。資料に記載がございますとおり、皆様のご回答ごとに調整をさせていただいた結果、8月26日火曜日の午前で調整させていただきましたので、ご予約いただきます様よろしくお願いたします。

続きまして、全体のスケジュールですが前回のご案内から少々修正を加えております。当初は指針改定の議論としまして、今回と次回の6月11日、そして8月の公募型支援事業公開報告会を挟みまして、その次の10月8日までで仮確定という流れでお伝えをしておりました。皆様の任期である令和8年9月までを目途に、改定内容の最終確定を見据えておりますことから、少々スケジュールを前倒しさせていただいております。次回6月11日の委員会終了時点での改定内容の仮確定を目標に進めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いたします。

#### ○粉川会長

ありがとうございました。次回での仮確定を目指すとのことで、本日は皆様にたくさんのご意見を交わしていただけると良いかと思っております。よろしくお願いたします。それでは続いて、議題の2「改定案へのご意見と反映状況」についてです。事務局よろしくお願いたします。

#### ○事務局

それでは、改定案の内容について、お手元の資料2が皆様からご意見を頂く前の素案、資料4がご意見をいただいた後の最新の修正（案）となります。また、資料3-①、

3-②がそれぞれ皆様からのご意見の内容と反映状況を表にしたものです。見方としては、修正案の中にどのような形で落とし込まれているかということで、対比していただくような形で見ていただくとよろしいかと思えます。修正案の中に赤字で修正が入った部分が記されております。まずは資料3の①、基本構成に関する資料を開いていただき、修正前のものと見比べながらご覧いただければと思えます。それでは基本構成から順番にご説明してまいります

No.1から説明させていただきます。田久保委員からいただいたご意見です。現指針の反省点を反映し新指針の目的や求める役割を明確にし、その上で記載内容を検討することが重要ではないかと考えます。その際の記述内容は具体的な記述を多くする場合と抽象的な記述を多くする場合どちらにするか検討が必要と思えます。一つには具体的な記述を多くする場合ともう一つには抽象的な記述を多くする場合、それらをミックスする場合の三つがあると思えます。一つ目の具体的な記述をする場合は、具体的に行動に移しやすいようにという目的を持って、対象読者は市民協働に慣れていない人であり、具体的に市民協働って何だろうっていう方がイメージしてもらえようということですね。加えて、指針に求める役割としては、実践的なガイドラインの位置づけになるであろうとし、例としては、市民参加の方法手続きを具体的に記述すること、協働事業の事例を詳細に紹介すること、補助金制度の利用方法、申請手続きなど詳細を説明する内容になるのではないのでしょうかというご意見です。

続いて、抽象的な記述を多くするような場合は、目的は幅広い状況に対応できるようにした上で、対象読者はむしろ市民協働に慣れている方や指針の基本的な考え方などを理解いただいている方、指針に求める役割も基本理念や原則を示すものとして捉えています。例としては、協働の基本的な考え方や理念、関係者の役割分担の原則、あとは協働を進める上での留意点などということで、先ほどの具体的とは少し趣が異なってきております。三つ目に両者を組み合わせる場合ですと、前半で基本的な理念や考え方を示した上で、後半で具体的な事例を紹介する方法なども紹介し、もしくは、指針の本文は抽象的な記述に留めて、別冊という形で具体的な情報を提供するという

方法もありますね。ということで、最後の部分は大事なところかなと思うのですけれども、前指針の反省を踏まえる上では、前指針は具体的な行動計画ではなかったのに、新指針でさらに市民協働の理解を促すとともに、積極的に参加を促すという目的ならば、その反省を生かして具体的な記述を含めることが望ましいと考えます。こちらに関しては、右の反映状況をご覧くださいますと十分に反映していると言えるかどうかというところではありますが、ご指摘の三番目を採用させていただくイメージで、具体的な行動、詳細というよりは、各主体の将来像を掲載させていただきました。

指針の資料編の前の「市民協働をどうやって進めるの」第3章の部分になりますが、修正案の中で申し上げると12ページになります。全て赤文字で記されていますけれども、各主体の将来像についてということで、1番目に市民向け、2番目に各団体、3番目に事業者、4番目に行政という大きく4つの主体に大別した中で、将来このように行動していることが目指す姿だという形で記しております。少し具体的な記述もございますが、制度的な話までは具体的に落ちていないというところですが、なぜかと申し上げますと、この反映状況のところには記してありますが、今回の指針改定以後もこの指針は、永久保存版にはならないことはもちろんですが、見直しも否定するものではないというところですが、あまり短期的なサイクルでの見直しは見据えておりませんので、詳細かつ具体的な行動というよりは将来の理想の姿を掲載しました。1番目については、このような反映状況になります。

2番目も田久保委員からのご意見ですが、前指針には記載がなかった本市協働の質を高める上での市民活動サポートセンターの在り方を含めてはいかがでしょうかという意見です。現在、各サークルの机とロッカーなどのハード機能が主であって、他市に見られるような市民協働のプラットフォームや中間支援機能が見られません。市民協働の拠点として、開設された施設の今後の方向性を明確にすることも協働の推進に必要なだと思いますというご意見をいただいております。こちらのサポートセンターにつきましては、これまでも中間支援機能を高めるという課題がございまして、この中間支援というのは主体と主体の間に入ってコーディネートするっていう意味になり

ますけれども、その課題は今後も変わらないと考えておりますので、修正案の11ページのコーディネート力向上の記載箇所で追記をしております。新たな協働の創出や市民力を繋ぐ「コーディネート力の向上」という点では、市ではサポートセンターを設置・運営しており、今後これまでのような情報提供や交流の場としてだけでなく、コーディネート力の向上によって各主体の連携を促すなどの機能強化を目指し検討進めていきますという方向性を追記いたしました。以上が2番目のものです。

3番目が以前の講習会で、粉川会長が示されたコレクティブ・インパクトの要素も入れてみてはいかがでしょうかという影山委員からのご意見ですけれども、実は修正案の右のコメントをご参照頂くと、コレクティブ・インパクトに関する要素を随所に盛り込んでいることがお分かりかと思えます。この指針の中では、市民の分かりやすさを重視して、あえて学術的な記述は避けることにいたしました。

4番目こちらも影山委員です。協働の成果として関わった主体それぞれが課題に対して、主体同士に対する意識や考え方が変わるポジティブな変容をすることもありますので、追記してはいかがでしょうかという意見です。こちらは9ページに記載される協働の効果という項目の一部を修正し、反映いたしました。多くの主体がまちづくりに関わることで、行政だけで行う場合と比べて地域における課題そのものや主体同士に対する理解が深まり、互いに共感を得られたりしますという内容に修正をしました。続いて5番目こちらも影山委員よりいただいておりまして、事業が効果的かつ健全に回しているかという評価手法がありますので、よろしければご紹介させてください。ということでした。ぜひご紹介をいただければと思っておりましたが、ご欠席のご連絡をいただきましたので、本日はこちら省略させていただきます。

6番目は小出委員からいただいた意見で、第1章にこれまでの経緯を紹介する文章があった方が良くと思いますというものです。12ページのような全体的ではないものということで、これまでの船橋の協働の経緯や、指針策定以後の具体的な取り組みの掲載をとのことで、こちらは、冒頭の背表紙にあたるページに「ごあいさつ」という形で反映しております。改定前の指針にも「ごあいさつ」という部分はございましたが、

この中で船橋における市民協働のこれまでや、指針策定以後どんな取り組みをしてきたか、あとは、今回の改定の目的といったところを追記してみました。基本構成の部分については以上になります。

#### ○粉川会長

はい、ありがとうございます。それでは、基本構成の部分に関して、まずは事務局の説明に対して何か確認事項等はございますでしょうか。

なければ、引き続き改定案の内容に関しまして、ページ別のご意見こちらの方のご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

続きまして、資料3-②をご覧ください。こちら資料が裏面に渡っておりますので、ご注意ください。該当ページ順に並んでおります。

まず、1番目の神宮委員から、1ページから2ページのゴミ拾い、雪かきの例が適切でしょうか、参加者・競技種目の少ないイベントより老若男女多くの方が参加してたくさんの方の競技種目であるイベントで楽しいというような例示の方が良いのではないのでしょうか。ゴミは路上に捨てないのがモラルで、路上に落ちているものではないですよというご意見をいただいております。こちらは、村尾委員からも2番目で類似のご意見をいただいておりますので、続けていますが、「船橋も超高齢社会・人口減少社会が目の前に迫っています。まちの彩りが色あせることなく、笑顔が輝き続けるために」の後に続く部分になるので、ゴミ拾いではなくて、お年寄りの荷物を持っている若者の姿や障害者の車椅子を押す姿などの、周囲で助け合う様子を入れた方が分かりやすいと思うというご意見です。支え合える社会と孤独に一人一人が暮らす社会のどちらが住み良いですか、というような対比も入れてみてはいかがでしょうかという内容です。この点については、もともとの素案の方では、ゴミ拾いの例について笑顔でゴミを拾っている良いイメージと悪いイメージで対比させる形で挿入しておりま

したけれども、修正案の中では市民同士の明るいコミュニケーションのある一つの理想的なまちを図示することとしました。もともとこのゴミ拾いのイラストがなぜあったかという、この市民協働というものは非常にジャンルが幅広いということもあって福祉的なものだけではなく、日常的にまちのために何か関わられるような簡単なものや一番身近なものって何だろうと思った時に、「ゴミ拾い」という例が浮かびました。理想的な姿の中には、支え合う姿もちろんございますし、スクールガードの方と小学生が笑顔で挨拶を交わし、老若男女でコミュニケーションを取っている姿など、そういったまちの姿を一枚で示したいというのが修正案になっております。一方、雪かきの事例については老若男女誰でも参加できる協働の事例として非常に分かりやすいものと認識しております。反映状況の方には書かせていただいておりますが、雪かきの事例は誰でも参加できる近所の協力の事例としては、非常に分かりやすいもので、想像しやすいものと認識しており、やや非日常的な雪かきの方が「自分でもできる」ということを素直に受け取っていただけるのかなと思いました。日常的に身近過ぎる例ですと、もう自分ではない誰かがやってくれているという現状もあり、そういった少し利害関係みたいなものも出てきてしまうので、「自分でもできそう」と思っただけの事例として雪かきが適切じゃないかということで維持して掲載をさせていただいております。こちらは後ほどご意見をいただければと思います。今申し上げた部分がNo.1.2.5の部分です。続いて、No.6に関するご説明になりますが、こちらはイラストが入っていない状況ですけれども、指針の内容が固まった後にイラストデザインは外部に委託する予定でございます。そこはきちんとしたものを反映したいと思っておりますので、ここはあえて無用な想像をしていただかないためにも、絵は省かせていただいておりますのでご了承ください。

続きましてNo.3になりますが、小出委員から指針の2ページにございます、まちの彩りが色褪せることなくという表現があいまいで、前行の超高齢社会の文言があるので、老人が増えて色がなくなるという意味で取られる可能性があるので、「いつまでも住み良いまちとなるために」くらいの方が良いと思いますというご意見です。こちらは

ご指摘の通り反映をさせていただいております。いつまでも住みよいまちで、笑顔が輝き続けるためにと修正をしております。続きまして、No.4です。少し飛んでしまい恐縮ですけれども村尾委員から2ページ目に身近な存在を増やすという文脈で、「身近な存在」ですと少し分かりづらいので、「身近な存在である仲間」とした方がわかりやすいとのことで、こちらもご指摘通り反映をさせていただいております。

続いて、No.6も村尾委員からのご意見で、こちらのイラストに外国人も加えていただきたいという話ですが、先ほどのイラストの件もございまして、パブリック・コメントも踏まえて、最終段階でデザインの業者委託を予定しておりますので、早い段階で確定できないということは予めご了承くださいと思います。

もちろん外国人も入れた中で、多様性を表現したイラストにしたいと考えております。続きまして、No.7の神宮委員からのご意見で、6.7ページ目の図が市民協働のイメージ図になりますが、協働の主体は個人より団体の方が圧倒的に多いという印象が強く、団体・行政が中心だという官製の行動色を感じますと、主体の数は多くても良いが、行動の原動力は個人であると思うので草の根、ボトムアップが重要ではないでしょうかというご意見です。こちらもご指摘の通り、まちづくりの原点は市民参加からということで、この指針の冒頭に市民一人一人がまちづくりの主役であるという内容から始まっている訳ですけれども、一方この6.7ページの図は、多様な主体との協働ということはいわゆる「多主体協働」を示す図になりますので、シンプルにこのように図で示すことで維持しております。当初、市民参加の要素もこの中に一緒に掲載してみてもどうかと思ったのですが、分かりづらくなってしまったので、やはりこの多主体協働をシンプルに示すという形で現状を留めております。続いてNo.8でこちらも6ページの障害者福祉の障害の字の使い方の部分について、村尾委員からご意見いただきました。船橋では障害者基本法で使われているこの「障害」の字を表現として統一して用いております。このことから、これに沿った表現をしておりますのでご理解いただければと思います。

続いて、同じ6ページで協働の主体の具体例の中で地域団体にマンション管理組合を

明記した方が良いと思いますというご意見です。マンション管理組合は町会・自治会に含まれるという考え方もありますが、町会・自治会加入は基本的に任意である一方、マンション管理組合はその建物が存続する限りは必ず組織として組成し、存続しなければなりません。船橋市内におけるマンション竣工数は1,212棟（68,726戸）となっており、船橋市の街づくりの中においても大きなウェイトを占めているということで、マンション住人の意識付けと意識向上のためにも明記をご検討いただければと思いますとご指摘いただきました。こちらは地域団体の一例として挿入させていただきました。ぜひ、マンション住人の意識づけにも繋がればと思っております。

続いて、No.10の早川委員から「協働の主体」の具体例の中で、個人にゴミゼロ推進委員などの制度ボランティアを加えても良いのではないのでしょうかというご意見と、「等」の字があまり良い印象を与えないため「など」という平仮名標記で表現してみたいかというご意見をいただきました。制度ボランティアは様々にございまして、重要な個人の主体の位置づけと考えておりますので、こちらも個人の例として反映させていただきました。あと、この漢字の部分は、見た方にできるだけ柔らかい印象を持っていただく必要があると考え、「など」という表現にご指摘の通り反映させていただきました。

続きまして裏面に参ります。No.11は7ページの該当部分の前後になりますが、コーディネートの説明をもう少し詳細に入れてもいいのではないのでしょうかというご意見と、コーディネート役が主体の中心であるかのような錯覚が生じても良くないし、トップ的存在、旗振り役、官製色は避けるべきじゃないでしょうかとの意見です。こちらはごもっともでして、このトピックの前段の内容から修正を入れております。行政も多様な主体の一つであり、民間もコーディネート役になり得るということを、前段の説明の中で「民間行政を問わずコーディネート機能が求められる」という説明にしております。トピックの中でも、「コーディネート」について具体的に個人と団体、団体同士、団体と行政を繋ぐということだったり、主体間の調整役であるということを記載しており、民間行政ともにコーディネートを行うことがありますという内容を

加えさせていただきました。続きまして、小出委員からのご意見で、8ページの「官民の協働」の前に、前指針に記載されていた協働の領域の図を残す方が行政活動と民間活動の関係、官民協働の理解も得られやすくなるのではないのでしょうかというご意見をいただきました。こちらについても、先ほどの官製の話に繋がりますけれども、協働の領域の図についてはやや学術的な部分もありまして、図の中では官の存在感が結構大きく出てしまっております。半分が民間、半分が官のような図になっておりますので、市民に対する訴求効果としては必ずしも高くないのではないかと判断をしております。また、前指針では協働の類型で、補助金ですとか後援とかそういった類型を説明する前段でこの図を使用していましたが、今回の改定版ではPDCAの図の中で類型をまとめることに重点を置くことといたしましたので、領域の図の掲載は見送ることとしました。このPDCAの図は、政策実施の色々な段階で深く市民が関わっていくことができるよという意味で、できるだけ分かりやすく市民の方が意見を出したり、活躍する場があるということを示す目的で、この図を採用・掲載しております。続きまして、No.13で該当は8ページ、村尾委員からございましたご意見でトピックの位置と協働の事例の説明の順番を考えても良いのではないのでしょうかというご意見です。この図の後に類型を説明しているのですが、逆の方が良いのではないのでしょうかという意味と捉えたのですが、官民協働の類型については、最初に図を持ってくることであえて冒頭にPDCAのフェーズごとに図示して、市民の分かりやすさというものを高める意図でこの配置にいたしました。その後の類型の説明がやや唐突に来ていたのが否めない部分でしたので、いただいた指摘を参考に「政策実施段階での協働類型」として、政策実施（Do）の部分での協働類型はこんなものがあるよという形で入れさせていただきました。

続いて、No.14の8ページで同じく早川委員から協働類型の中の後援・補助金・助成金等の中に「支援する」という表現があるけれども、本指針の示す協働における「対等な立場」という観点では、応援するという表現の方が馴染み良いのではないのでしょうかというご意見をいただきました。こちらもご指摘のとおり、行政の上から目線みた

いなものはできるだけ排除した方がいいと考えました。一つ目の後援の方においては、「応援する」の方が対等な意識が生まれるように思いますので、ご指摘の通り修正をさせていただきました。一方、助成金においては、行政の役割として支援するという趣旨がございますので、据え置くことといたしました。

続いてNo.15の9ページ、村尾委員からコロナとクラウドファンディングは関係がないように感じましたということで、元々、クラウドファンディングの説明を4ページに入れていました。実はこの点は事務局で自主的に変更した部分でございますが、4ページの「自分のまちをより良くするために行動」という中で、具体的な行動の1つとしてクラウドファンディングを事例として入れ、その下にトピックを入れていました。そのトピックの中の説明にもコロナとクラウドファンディングを入れていたのですが、やや唐突であったかなということで、ここのトピックのクラウドファンディングの説明は削除しております。9ページの寄付の説明にクラウドファンディングを含むとしており、ここでクラウドファンディングの説明を入れることとし、その説明の中身も修正させていただきました。粉川会長からもご指摘をいただいております、クラウドファンディングはあくまで資金調達（ファンドレイジング）の手段として発生したもので、その中で色々な形に分かれてきている中の一つに寄付型クラウドファンディングというものがあるというもので、クラウドファンディングの起源や背景をきちんと伝えた方が適切ではないかというご意見でした。こちらはキャンプファイヤーのホームページの定義が非常にわかりやすかったので、引用しております。

クラウドファンディングは群集（＝クラウド）と資金調達（＝ファンディング）を組み合わせた造語で、インターネットを介して個人が思いやりを発信し、それに共感した不特定多数の人々から少額ずつ資金を得る、調達するということを指します。

少し話は飛んでしまうのですが、コロナとクラウドファンディングの関係はもともと社会的背景の中に入れさせていただいていたと思います。15ページの一番上に新型コロナウイルス感染症の影響ということで、寄付の一形態であるクラウドファンディングが注目される契機ともなりましたという風に書かせていただいております。クラウ

ドファンディングとコロナの関係性という点、クラウドファンディングの方がコロナ発生より前からあったものと認識をしておりますし、もちろん直接的な因果関係はないとは思いますが、コロナ禍の経済の停滞などでクラウドファンディングが注目されるきっかけになったという主旨で、時代背景として記載をしております。

続きまして、No.16の10ページでこちらも村尾委員からパーパス経営の内容・要素を文面に落としておりますので、下の部分の説明に企業参加も入れた方が分かりやすいですというご意見です。企業は指針の中では事業者と呼んでおりますが、企業は今後の新たな参加が期待できる重要な主体の一つであると考えております。企業は指針の中では多様な主体の中の一つであって、ここでの市民参加の「市民」という大きな解釈の中に含まれるものと捉えております。このことから、この10ページの中では企業も含めた広い意味での「市民」という表現となっているとご理解いただければと思います。10ページの図をご覧くださいますと、目指す姿の中に個々人が赤い糸で入ってくるイメージになっておりますが、ある意味で企業もこの赤いところを織り成してくれる今後の参加が見込める主体ということかなと捉えております。

続きましてNo.17小出委員からのご意見で、浜松市の市民協働指針では、市民向け・中高生向け・大学生向け・自治会向け・事業者向けという風にターゲットごとに概要版を作成しています。11ページの後ろにターゲットごとの紹介を入れていただきたい、加えることで、幅広く市民の理解に繋がり活発な活動にも繋がるので、掲載が難しければ概要版を作成していただきたいですというご意見をいただきました。こちらは前段にも基本構成の中でご説明を差し上げた、主体別の行動の未来像を示すページを作成いたしました。それぞれのターゲットに向けて、こんな行動をしていただきたいというあるべき姿を示す部分です。私も浜松市市民協働の指針は拝見させていただきました。ありがとうございます。分かりやすくまとまっていて、非常に良いなと思ひまして将来像を入れさせていただきましたが、概要版も検討しても良いのかなという風に思っております。

続きまして、No.18の12ページのご意見でこちらも小出委員からです。基本構成No.6

を取り入れていただいた場合に平成18年、20年、30年の経緯などは再掲になるので、再掲と記載する必要があると思います。こちらの冒頭に取り入れたこれまでの経緯等については、「ごあいさつ」という形で反映している関係もありますので、年表式ではないので再掲は不要という判断をいたしました。

続いてNo.19の13ページで神宮委員からいただいたご意見で、社会的背景について、PTAの解散、自治会・町会加入率の低下などがある今日、協働との関わり方や必要性の記述もあっていいのでは、いや入れるべきだと考えますというご意見をいただきました。こちら3月26日の会議の中でもご説明をさせていただいた非常に重要な地域社会の変化の部分かなと思ひまして、今回ご指摘をいただきましたので、資料編の「地域社会の変化」という項目で追加をしております。村尾委員から次のNo.21にご指摘のあった高齢化のトピックの他に外国人の増加も入れてはどうでしょうかというご意見がございましたので、この「地域社会の変化」の箇所に併せる形で追加をさせていただいております。

ご覧いただくと15ページの最後のところに、「これまで地域活動の中核的な存在であった町会・自治会などは、地域差はある中でも、世帯加入率の減少傾向が続いている他、小・中学校におけるPTA活動においても一部で解散等の動きが見られます。こうした変化においては、共働き世帯の増加や定年延長による労働の長期化など、様々な要因が考えられます。更には、市内でも外国人居住者が増加する中、地域コミュニティにおいてどのように互いを尊重し、共存していくかが課題となっています。こうした様々な地域社会の変化がある中、市民一人ひとりの幸せのあり方（ウェルビーイング）とは何かが問われています。」と問いかけるような形で文面を入れさせていただきました。

最後にNo.21の村尾委員からございました、トピックは良いのですが、「複雑化・高度化する社会課題」の部分と「持続可能社会形成の意識の高まり」これらの文章はちょっと分かりにくいですというご意見をいただきましたので、16ページの最後の部分ですけれども、少し表現を簡潔に分かりやすくしております。

脱炭素社会の実現や子育て支援など、ホットトピックであるものは入れております。社会課題の要因は複雑かつ多岐に渡るなどの理由で、単一の対応では解決できないという意味ですね。災害対応では広域かつ重層的な連携が必要とされることが想定されます。デジタル活用では様々な観点があるとは思いますが、シンプルに技術的な観点到集約して簡潔に表現しました。また、持続可能な社会形成の部分もSDGsに向けた意識の高まりから各主体の取り組みも活発になって、協働のための共通認識としての環境が整いつつあるといった形で表現を変更しております。少し長くなりましたが、改定案へのご意見と反映状況についての説明は以上となります。

#### ○粉川委員

ありがとうございました。議論に進む前に事実関係の確認とご説明で分からなかった点等があればそれを先にお伺いしたいのですが、事実関係の確認は大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、改定案へのご意見と反映状況については以上とさせていただきます、指針改定修正案についての議論ということで、ご説明の内容に対する意見とかあるいは事前に皆様からいただいた意見以外で、改めて気づいたことや修正された内容を見た上での考えなどについて議論をしていきたいと思っております。ぜひ皆様から様々なご意見いただければと思います。いかがでしょうか。ご意見等お願いします。

#### ○小出委員

確認の意味で質問させていただきますが、この指針の改定はどこを目指しているというところで、社会福祉協議会も色々な事業ボランティアで皆様の協力のもと事業をやっていますが、後継者不足や高齢で動けないというところで事業を縮小もしくは廃止せざるを得ないというのが実態になります。おそらくそういったことを知る方にも

色々な情報で届いていると思いますが、実際の現場では、そういった課題があるという  
ことを指針に盛り込むことを考えていますでしょうか。

#### ○事務局

ありがとうございました。今、小出委員からございましたお話は、私ども市民協働課  
で様々な業務を行っている中で、全く同じような課題意識を持っており、現状も厳し  
いところが非常にあります。ただ、その中でも熱意を持ってまちを良くしていきたい  
っていう方もいらっしゃることは事実としてございまして、そういった方々が少しで  
も増えていっていただきたいということを目標に課として持っている部分がありま  
す。実際に活動に携わっていただいている方は、充実していて輝いて見えております。  
そういった方が地域の中で一人でも増えていけば、総合計画でも掲げている「人もま  
ちも輝く笑顔あふれる船橋」が実現できると思っております。ただ、現実問題はやは  
り乖離したところがありますので、そこを市民の方に「自分も何か動いていこう」っ  
て思ってもらいたくために動機づけとなるようなことをこの指針の中で示していきた  
いなと思っています。その意味では、課題認識と解決に向けた意図というのはリンク  
したものというふうに捉えております。

#### ○小出委員

もう少し具体的にいうと例えば、今外国人の方が増えてきてボランティアをしてもら  
おうとしますが、今活動されている方で高齢の方ですと、なかなか外国人は受け入れ  
たくないねとかそういったことがあります。この指針の中で一つの解決策として外国  
人も積極的に関わっていきましようとしている中で、私たちとしても積極的に取り組  
んでいきましようということで、本指針に具体的にどのように対応するといった方向  
性やメッセージなどはありますでしょうか。

#### ○事務局

ありがとうございます。田久保委員から1番目にいただいているご意見の中にも同じことが言われていて、具体的な中身をどこまで踏み込めるかということは、将来像のところまでしか踏み込めていないなっていう認識も持っていて、この指針の方向性を示すものではあります。別冊か概要版などでもう少し具体的なアクションをイメージしていただく必要があるというのは、今のご意見をいただいてさらに思ったところです。ありがとうございます。

#### ○田久保委員

前回の指針を策定した時の目的である協働の周知については、概ね達成できたように思えるので、今回は次のフェーズに移行していくのだろうなという思いで参加をさせていただいております。現状とその将来の図の中にギャップがありますよね。現状が直線だとすると矢印は将来に向かっていくそのギャップを埋めるために、何をどうしていくかっていうことを書くのが指針なのかなって思っているところです。具体的には方針と指針の違いで、あえて指針にしているのは、ある程度行動の拠り所になるものが指針というふうに思っています。これを各主体の将来像について「〇〇をしている」という表現になっているじゃないですか。その「〇〇している」というものを目指すためにはどうするかという具体的なことが必要になってくるということと、そのためには現状の前回資料に今まで実施してきたことの全体を考察したものがないところで目指す姿も曖昧になっていると思っていて、これから各方面に説明するためには、前回の指針がこうできてからそのように動いてきて、さらに将来的にはこういう課題が今やってきて見えているので、その課題を解決するために今回の指針はこういう風に改定をしましたという作り方をしていく必要があるのかなって思いながら、全体的に見させていただきました。他にも色々あるので一旦ここまでにさせていただきます。

#### ○粉川会長

指針の改定にあたっては、スケジュール感とか作業量といった部分でどこまでやり切れるかみたいなのところがあると思います。今回は前回の指針から構成そのものの考え方の基本的なところが少し変わっている部分があるわけで、どちらかというとな前回の指針っていうのは、行政が主体となって協働のことを考えていき、一部で色々な主体と一緒に協働しましょうという考え方があったのが、今回、行政はアクターの一つであることを明確にして、社会の中の色々な人々がみんな協働に加わっていきましょうという点が大きな変更点だというふうに思います。状況として、結構大きな変更をしたいというところでは、今回のスケジュール感だどこまでが限界かなみたいなのところがあると思います。ただ一方で、お話にあったように指針の課題として、具体的にこういうような取り組みをしていった方がいいみたいなお話は理解できる場所ではあります。ただそうすると今度それが網羅できるかどうかという話になり、作業量的にはここから1年議論するよというイメージだと思います。この点も踏まえて、今回はそこら辺の具体的な話があまり出てないという考えだというふうに私は理解しています。

皆さんのご意見が強いようでしたら今回トピックという形で、いくつか入っていたりしますので、こういうような形で特定の方法論について少しお伺いをしたりとか、あるいはさっき事務局からご説明がありましたけれども、概要版みたいなもので、対応はできるかもしれないと思っています。

#### ○神宮委員

冒頭にある雪かきにちょっとこだわります。私は、雪かきをこの10年以内で1回やったことあります。船橋に越してきて40年になりますけど、船橋はほとんど降らないですよ。マンションに住んでいますが、住人で自発的に出てくる方はそんなにいません。協働というイメージで雪かきという例はとてもわかりやすいと思います。ですが、実感として改めて見た時に例としてどうなのかなと感じました。

もう1点は、すでに6ページにあるマンション管理組合について、細かいことですが

れども管理組合は共有部分の管理をするのが目的です。町会・自治会の役員は、自発的にやっているのではなく、実は順番に持ち回りでやっているのが実態なので、ここに入っているのは、少し気になりました。

#### ○早川委員

神宮委員がおっしゃったことは、本当にごもつともだなと思いました。今のお話にあったマンションの関係でいいますと、私の家の近くでもマンション管理組合をやっているマンションがある一方で、自治会を作っているマンションもたくさんあります。管理組合は元々所有者の会で、自治会は居住者の団体という位置づけになっておりまして、現状は所有者と居住者が異なっている例がございます。必ずしもマンション管理組合の表記がここにあることが適切かっていうとそうではないかもしれません。ただ一方で、そう言いながらもやっぱり管理組合にもご理解いただきながら、やっていただく参加していただくという視点からいうと入れておいてもいいかなと私は印象を受けました。

それともう1点、雪かきに関して、ご指摘の通り50年で2回か3回しか経験がありません。車がない方が参加しないって話がありましたけれども、実は私の地域ですと通学路をまず、朝皆さんで除雪をしており、1人2人出てくると皆ぞろぞろ出てきてやっていただきます。確かに現在はそんなに事例はありませんけれども、これってとっても身近な事例かなということで、私は特にこの部分に関しては意見を申し上げませんでした。各道路や通学路を含めて、特に私の地域なんかは坂が多いものですから、高齢者の方の歩行にも支障があるということで、多くの人が出てきてやっていただいているという実情があるということをお話させていただきました。

それともう1点ですが、この指針は一体どういう形で市民の方に目を通していただけるのか、どこまで配布できるのか、単に公民館とかそういうところに置いとくだけじゃなくて各家庭にお配りできるのか、私のように活動しているものからすると書いてあることをそうだよねっていうふうに思う一方で、高齢化が進んで町会・自治会活動

には全く参加をしない方が増えている中で、これを示された時に、こんなことやっているのかと自分でできることをやろうかと思っていただける方はあまりいないかもしれません。指針を改定するにあたってできるだけその町会・自治会の会合等でもこういう指針があってみんな協力して安全安心なまちづくりやっぺいこうなど、呼びかけの材料にはなるかもしれないですが、どこまで浸透できるかを考える必要があると感じています。

#### ○粉川会長

今の最後のお話の部分はすごく大事なところなので、この後皆さんと少し議論しなきゃいけないかなと思います。先に雪かきとマンション管理組合の話をちょっと先に進めておこうかなと思いますが、何かご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

#### ○大間委員

自治会長兼マンション管理組合をやっておりますが、マンション管理組合の会計・理事等はもうほぼ機能しておりません。雪かきの件は、災害に近い事例で誰かやんなきゃいけないことですよね。車を持っていようが持っていまいが、歩行者もいらっしゃるので、最近ですと去年の2月に雪が降っていますけど、私は雪かきをしました。保育園や小学校の通学路でもあるので、マンションの敷地内及びマンションの前面の道路50mぐらいは雪かきをしましたが、残念ながら参加者は少ないです。今まで怪我人は出ておりませんが、誰かやらなきゃいけないので、率先してやっております。この例は、わかりやすく必要だと感じました。船橋は降る時は降るので、昨年も10cm以上積もっており、やらないといけないもので、協働の事例として掲載は必要だと思っております。

マンション管理組合については、うちのマンションでは一体的に情報共有はマンション管理組合でやっています。道路の破損や隣に別の建物が建つとかそういったことが発生した時も自治会ではなくてやはりマンション管理組合が動いて船橋市や建設業

者との調整とかっていうのを担っているところもあります。ここに掲載をしていないと誰もやらなくなりますので、ぜひ、入れといていただいた方がよろしいかなというふうに思っております。

#### ○橋本委員

私も船橋生まれ船橋育ちで、雪が降るのがすごいレアだから嬉しいという、そういう感じで過ごしていました。この雪かきに関しては、この指針を見る人たちは雪かきに出てくる人たちじゃないかなと思います。先ほど早川委員がおっしゃられたように、この指針をどのぐらいの方がどう見るかっていうのはすごく根本の大事な部分で、市民の皆さんに分かりやすくより広くお伝えするのであれば、色々な事例はあると思いますが、これをしっかり読む方っていうのは、ある程度活動をしている方になると思います。例えば、この主体の個人に記載があるボランティア、民生委員・児童委員、クリーン船橋530推進委員、市民委員など、最近これをやる人がほぼどの地域でも固定というか、いつもどの会議に行っても同じようなメンバーが集まっている現状があり、多様な主体として、町会、子ども会やPTAなどありますが、実際にPTAをやっていると思うのは参加率が下がっていますし、これもほぼ同じメンバーなので、どこに行っても同じようなメンバーがこの主体として動いているっていう現状があります。その中で、この主体の人たちが自分もボランティアで単発ならやってもいいっていうような方々に声をかけて参加してもらってということが、この指針の一番大きな役割になってくると思うと、雪かきに出てくる私たちが協働していると感じられる一つの良い例になると感じました。何年かに1回だからこそ地域のために何かやっている実感ができる一つの例だと思います。

#### ○粉川会長

ありがとうございます。皆様のご意見をお伺いしていると、雪かきの部分に関しては残しておいても良いのではないかなと思います。私もこれ最初見た時に船橋で雪か

きなというふうに確かに思った部分が正直ありましたけれども、事務局のご説明も聞いて、そういうことかということに納得をしました。皆さんも確かにこの協働の第一歩として考えやすいというのでそういうご意見も多いと思います。ただ、神宮委員がおっしゃるようにやっぱりでもちょっとなんか船橋っぽくないみたいな感覚は拭いきれないところもあります。じゃあ別の事例が何かあるかということなかなか難しいかなと思いますので、そういう意味で事務局にもお尋ねしたいのですが、雪かきの事例は全部残して船橋ではあんまり雪は降らないけど降った時は大変なことが起きますよねみたいなそういう文言を入れておいたりするってのはどうでしょう。

#### ○事務局

ありがとうございます。確かに想像できないっていう方も、もしかしたらいるかもしれないので、降ったらこうなるよねということは文言としてあって良いかなと皆さんのご意見を伺って思いました。実際、私も雪かきやりますけども、やっぱりやる人は決まっていて、大量に雪が残っている地域もあれば、少し横に行くとすごく綺麗になっている区画もあって、そこがすごいコミュニティにおける協働の度合いが見えるなというも思っております。この指針の話を経験した方に話をすると、それを自分の家の周りとか思い浮かべながら話しますが、大事なことだと思っております。確かに降ったらどうなるかなと想像してみてくださいっていう文言はあっても良いかなと思しました。

#### ○粉川会長

ありがとうございます。あとマンション管理組合の件ですけれども、こちらに関しては、色々ここで議論あり、一方でやっぱり国の流れとか他の自治体の流れとかからするとマンション管理組合を見直し、自治会として認めていくみたいなことをやって条例とかで決めている自治体もあります。その辺のことを考えると一応地域団体の一つとして、あげておいていただいた方が良いかなと思いますので、こちらを落としどころ

ろにさせていただければというふうに思います。

細かい色々なことは、本日この場でも決めていければと思います。色々な観点からこの場で議論しきれないこともたくさんあると思います。そういう点については、事務局の方に対応案を考えていただいて次回議論をするということになりますので、まずはもう言いたいことをいっぱい出し尽くしていただければというふうに思います。その他、ご意見ありますでしょうか。

#### ○大間委員

先ほどの意見取りまとめのページ別の方の障害者の表記があったと思いますが、船橋市では、障害者基本法で使われる「障害」で統一对応している旨を注記した方が良いと思いましたが、お伝えいたします。よろしく願いいたします。

#### ○田久保委員

大前提のお話にはなりますが、先ほど、神宮委員から官寄りの表現に関するご意見があり大事なことだと思いつながらお伺いしており、そう思われないうちにも第三次総合計画の理念や市の総合計画があって、それに沿って行政の各課で仕事を進めているので、その前提を冒頭に記載した方が良いと感じました。総合計画の理念や将来都市像と目指す街の姿が5項目あって、それを実現するためには、協働が欠かせないというふうになっているので、指針にもそういうことを入れると船橋市がこういうまちづくりを目指しているから協働が必要で、そのためにこの指針があると思っていただけると感じました。10ページでこれからの行動にどう繋げるかというところは気になっており、実施計画は3年で見直しをしていて、その中に協働の進捗状況も反映されると思いますが、そのあたりとの関連性をお伺いできればと思います。

#### ○事務局

実施計画との関係性で申し上げますと、私どもの実施計画上の指標はいくつかあります

が、市内の市民活動団体の登録数や将来を担う学生向けのボランティア体験事業の参加者数などを指標に据えています。非常に多岐にわたるものを指標に据えているわけではないので、現状としては、今申し上げたものが中心になっております。実施計画と併せてまち・ひと・しごと創生総合戦略の方にも同じ指標を据えております。

#### ○田久保委員

ありがとうございました。そうすると、第3章の「市民協働と協働ってどうやって進めるの」の11ページに5項目ほど具体的な行動が書かれているので、ここをもう少し砕いていくとそれぞれの活動に繋がっていくかなと思いますので、ご検討いただきたいということです。それと先ほど、多文化共生社会のお話がありましたが、11ページの協働の質を高めるという表現があいまいな感じがするので、そのあたりを例えば、多文化共生社会における協働をどうしていくかなどもう一步踏み込んだ内容を書いていくと良いかなと感じました。その下の進行管理についても何をどう進行していくかなど、今後の方向性についてどのようにお考えでしょうか。

#### ○事務局

ご意見いただきました、11ページの「協働の質を高める」と「進行の管理」につきましても、それらの2つは密接に関連しているものと考えており、前回の3月26日にご覧いただいた協働事業の調査が基礎データになると思っています。庁内各課が実施している協働事業や、市民の皆様にご意見をいただく場を設けているかといった調査をしておりますので、それらの進行管理をしていきながら協働の効果や持続性を高めていきたいと考えており、その方法についても是非皆様のご意見をいただければと考えております。具体的な方法は決まっておりますませんが、協働の質を高めていくという観点で、協働事業調査の中で1つ1つの事業をより持続性や効果をいかに高いものにしていけるかというイメージを持っております。

○早川委員

今回のこの指針ですが、格調高く総花的に色々なものを盛り込むことは大事かもしれませんが、誰が読んで、誰に理解を求めて、誰に協働していただけるかを明確にした上で、格調高くしすぎても読んでいただけなくなってしまうのではないかと危惧をしております。指針の案をまとめていただきましたが、皆さんに読みやすくなったと感じました。ここから先は、町会・自治会の役割かもしれませんが、指針をどうやって理解を求めて、浸透させていくかこういったことを念頭に置いて参加させていただいております。

○粉川会長

ありがとうございます。どのように市民の方に見ていただくのか、そのためのアイデアも含めて、ご意見があればお願いします。

○田久保委員

前回の指針も策定された後、A4を横にして3つ折りにした、概要版を作っていて、それを一般に配布をしていた記憶があります。指針をそのまま市民の方にとというのは、難しいと思いますので、進める側の拠り所になっていくのが、指針であって、それをわかりやすくコンパクトにA4 1枚で色々なところに配れるようなものを概要版としてつくっていただけるのかなと期待しておりますがいかがでしょうか。

○事務局

先ほど具体的な行動の話もありましたけれども、もう少し噛み砕いたもので手に取りやすいついていうものがあつた方がいいのかなと考えておりますので、それは前向きに検討したいと思います。前のリーフレット版の指針は、微妙でしてダイジェストにはなっていますが、あまりうまく活用できてないなという反省があります。

### ○神宮委員

雪かきの話に戻りますが、例えばダイジェスト版には雪かきはマッチしますが、小難しい内容が書いてある指針には、ちょっと合わないかなと思いました。格調高いような内容で一般の方に雪かきに参加しましょうって呼びかけとこの書面に乖離があるような気がします。指針は、活動している方たちがもっと頑張っようっていう内容で、これからやりましょうという呼びかけにしては難しく、参加に繋げるのは難しいと思いました。

### ○粉川会長

指針はそういう意味で言うと、大元となる拠り所みたいなものになると思います。一般の方々によりこの内容を理解していただくなり、これを読んでいただくきっかけ作りってというのは、別の形で先ほど概要版っていう話がありましたけれども考えなきゃいけないところだというふうに思います。工夫に関しては、この委員会で意見を出しておけば、事務局で実現可能性について検討していただけたらと思うので、まずはアイデアがこの場に出ることが大事かなと思いますので、ぜひご意見いかがでしょうか。

### ○橋本委員

この市民参加って言葉を皆さんがどう捉えているかというところってすごく大事かなと思っています。この6ページの主体のところの個人ってというのは、本当に今偏った人たちが参加しているものなので、そこに自分を投影できないって人はたくさんいると思います。それで、この2ページの雪かきのところは、そういう人達になんとか市民参加を自分ごとにしてもらうために書いてもらったものだと思うのですが、この1ページのところの船橋のまちづくりは～というふうに書いてあって、市民一人一人がまちづくりの主演ですと書いているこの市民力ってというのはやっぱり自治会だったり、市民団体だったり、高齢者・障害者・子育て支援とかの福祉に関わる方々みたいなイメージがあって、そういうものに参加している方達のところ

にすごく印象が残ってしまったり、この市民参加の流れも自治会の行事に参加したとか市の広報を読んだとか、地域のサークルに入会したことをきっかけに市の公募委員に応募するとか地域のイベントを企画運営するっていう市民参加っていうものの敷居が高く感じてしまうなっていうふうに思いました。その中でこの雪かきはすごく敷居は下げてくれてはいるのですが、結局次のページは敷居が高いものになっている気がして、この自治会の行事に参加したとか市の広報誌を読んだっていうこれ自体がもう市民参加とか市民活動って呼んじゃって良いとこれを見て感じました。それをちょっと深掘りしていくとさらに協働により繋がっていき、それをコーディネートする立場の人たちがすでに活動をしている人だとこれを読んでいて感じて、今の話からずれているかもしれないですけど、一般の方々に市民活動とか市民参加っていうものを感じていただくためには、常にもう皆さんが何か日常でしていることが市民参加だっていうふうに言って、そこから引き上げていくようなイメージをする方が一般の方には届きやすいのかなっていうふうに思います。

ただこの協働を進めていく上では、団体にも参加して入ってきていただくっていうのは必要なので、その表現の住み分けとか作る物によってその表現の仕方が変わってくるのかなっていうところで、より多くの人に見ていただくためにはどこかにポイントを絞るとするかターゲット絞る方がより伝わりやすいものになると皆さんの話を聞いていて感じました。

#### ○粉川会長

今のご意見に重ねて、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

#### ○小出委員

指針の基本的なものは大きくあって良いと思いますが、いかにその方達に届くかってことですと前回の意見で出していますが、浜松ですとターゲットを絞ってそれに対する概要版というのをきちんと作っていますので、市民の方、自治会の方、大学生の方、

企業の方と分けて、トピック的なものに乗せて届くような形で概要版を作るのが良いかなというふうには思っております。

○粉川会長

ありがとうございます。他にもご意見があればお願いします。

○神宮委員

ちょっと例が違うのですが、例えば運転免許の講習とか教習所の学科教習でやっている交通安全協会の冊子がやっぱり面白くて読めますよね。交通安全協会が配るようなイラストがいっぱいあると、ビデオ見ているとなんと30分ものめり込めるようなものになっているんですね。交通安全協会が配るような、イラストが入った誰でも分かるようなダイジェスト版があればいいと思います。

○大間委員

市民の方々一人一人が自分ごとに捉えていただけるかどうかで、本当に小さな事例はたくさん載せることが必要だと感じます。例えば、船橋としては、道路が壊れたLINEでお知らせするような情報提供があって、その中にも様々なまちで起こっていること、お困りごとを情報提供して自分の住んでいるところを自分たちで何とかするという意識付けが大事だと思います。小さなことから参加できるということを市民の方にまず知っていただくことが大事かなと思って、自分たちは動かないけど、誰かやってくれとか市がやってくれるものだろうみたいな感じが今の状態で、市民の方一人一人が動いてもらうことによってこの船橋がより良くなっていくというところをイメージできるような情報がここに出てくればいいのかになっていうふうに思っております。

○粉川会長

他にちょっと普及方法や周知方法に関してあればいかがでしょうか。今ちょっと手元

で見えていたけども、千葉市で市民自治の推進条例を作った時に分かりやすくするためにというので動画を作りました。YouTubeで流していますが、あんまり再生数は良なくて、今再生回数確認して4年経っていますが、1,100回とかそれぐらいでした。職員研修の時に必ず見なさいと言っているの、見ている人の多くは職員だというふうに思います。そういう意味では、単に動画を作るとかだとあんまり使えないかもしれないですけども、キャッチーな形でそういう取り組みをするのもいいかもしれませんし、本当は漫画とかになると良いですよ。漫画描くのは大変なので、最近は生成AIでも漫画描けるのでちょっと考えたりはしていましたが、難しいかもしれませんが少し媒体変えるとかやりようはあると感じました。これはどこかがやっていたような気がしますが、全体を語るのは難しいのですが、それぞれ書かれている中の一部分のトピックだけをインスタグラムなどのソーシャルメディアで出すみたいな形で、多方面の展開も少し頭に置いてもいいのかなと思いつつお話を聞いていました。

もし特に普及関係に関してご意見なければ、その他も含めて様々なご意見あるかと思っておりますので、ご意見あればぜひいただきたいのですがいかがでしょうか。

#### ○橋本委員

私たちは、公募型支援事業の判定もやっているわけですけども、例えばこの指針をPRしてくれる市民団体を募集してその活動に対して助成するなど、今いる市民団体の方も個々のそれぞれの活動でしたいことをして助成金にトライしてくるみたいなどころがあると思いますが、市がやって欲しいことに対して私たちこんなことができますよっていう市民活動して、協働してさらに広めていく形があっても面白いと思いました。本当にいろいろな活動されている団体があるので、皆さんのやりたいことを応援するだけじゃなくて、市がやってほしいことを募集する仕方もあっていいと思いました。

○粉川委員

今の話なんていうのは、船橋でやっているのは助成金ですけども協働事業の提案とかでは、昔から行政側がテーマを出してパートナーを選ぶみたいな形のものはあるので、助成金の形であってもそういうような形でお願いするっていうのは、今のスキームでも実はできると思いながら聞いておりました。ありがとうございます。内容に関してまだまだ言いたいことたくさんある方いらっしゃると思うので、内容に関しても結構です。

○村尾委員

内容に関するのですが、私が提案を出していた8ページで協働類型の形というところで工夫をしていただけますかという、8ページの官民との協働のところで、後援・補助金などこの具体的に例があり、どんなものが官民でやっているのかと想像つきませんが、この並びが後援であったり補助金があったりまた共催があったりと、バラバラ感が多いので、例えば後援と共催を並べたり、また寄付がここに来ていますが、やっぱりボランティアの方が上だろうとも思うし、そういう点でちょっとこの並び順を考慮いただければと思います。

○粉川委員

これはもうご検討いただこうというふうに思いますので、今のような中身に関わる細かいお話も含めてぜひお願いいたします。

○神宮委員

今8ページには、官民の協働と記載がありますが、官官の協働というのはないのでしょうか。例えば、さっきの外国人の例がありましたけども、私も若干関与していますが、外国人の方が困っているのはシステム上のことが一番困っています。隣人とのお付き合いはそんなに困ってないです。我々では、お手伝いできない部分ってあるの

で、そこを民生委員もそうですけども役所との関連を官官の協働で取り組む必要があると思います。

#### ○粉川会長

結局はこれ縦割り行政なんかしろみたいな話ですよ。実は重要な話で、この協働の指針の中に盛り込むのかどうかといたら、私はあんまり今まで議論したことのない内容だったので、これはちょっと面白いなと思いました。官民協働とかっていうと官は一つっていうふうな話にしちゃいますが、多主体でやってくって話になった時に行政の各課が別々にやっているの、それをちゃんと巻き込んでやっていくという観点はあってしかるべき点ですよ。それをここに盛り込めるかどうかですが、私はこれ面白いなと思うのでどうですか。今、話を聞いて、事務局の感想みたいなありますか。

#### ○事務局

私も実感としてすごくあります。壁が厚いということがありまして、この市民協働の分野でもご多分に漏れず、団体さんの話でどこかの課と協働したいって話を聞いて、お繋ぎしようとする、とすごく壁があるみたいなことは、結構どこの自治体においてもあるようで、他の課同士でも同じことがあると思っていまして、私は転職組でもあって、民間から来た時にもすごく感じたことは、もっと一緒に色々できたら、見える世界が違くなって思ったことはあります。指針の中にそれをどのように落とし込むかは必要なことだと思いますし、庁内だけではなく、他市との連携みたいなものも官官ではあって、例えば市民協働課ですとパートナーシップ宣誓制度というものがありますが、これは他市と連携を組んでいて橋渡しできるようになっております。そういう動きはいろんな分野でも今後、広がっていく必要があると思いますし、ここにも事例で書かせていただいているのが災害対応ですが、これは広域で対応していかなければいけない場合に、県や被災地などとの連携が確実に必要になります。今の視点は非

常に大事なことだと思っています。

○粉川委員

今のことは入れていただくとすごく重要なものになると思いますので、ぜひ前向きかつ積極的にご検討をいただきたいなというふうに思います。

○事務局

今入れられるかなと思ったところでは、11ページに意識醸成と行政の体制強化という項目を入れさせていただきますけども、実は現状として庁内で市民協働を推進する体制を組んでいるのですが、思うように機能してないっていう課題があります。まさにテコ入れしたいなと思っているところですので、今のよう要素も踏まえて詳しく書くというのも一つかなと思いました。

○村尾委員

事務局への質問になりますが、資料4の12ページを新たに付け加えられたものになりますが、内容を見ると非常にもっともだなということで分かりやすい内容になっておりますが、ただ非常に抽象的で、将来像をみんなが考える上で非常に抽象的な内容になっているので、ここの将来像を入れた趣旨とこれをもとにどういう目的で記載しているかということをご説明いただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。こちらは小出委員からのご意見を参考にしていただいている部分ですが、浜松市の市民協働の指針というものも拝見をした中で、田久保委員からもご意見がございましたけれども、具体的にどこを目指してもらいたいのかというのは、各主体毎にあるのかなと思っています。それを少しでもイメージしていただくという趣旨で、この内容を入れております。ただ、ご指摘のとおり具体性が少し欠けてい

る部分があるので、それを各主体に向けた概要版の中で、もう少し具体的なアクションを示した中で、一人一人の行動に繋がればと考えております。

#### ○大間委員

先ほどの市役所内の部署の壁というお話がありましたが、これ市民から見ると例えば物事が起きた時に誰に言っているか分からないということがあります。1箇所にとこれはうちじゃなくて隣の部署だとかそんな感じのものがあるので、例えば先ほどもお話しましたが、うちのマンションの隣にマンションが建つ時に、物事が発生した時に誰に物を言うのかって時に、道路管理課とか公園緑地課など3部署に渡って物事を確認しなきゃいけなかったりしたので、これ市民の方は普通に考えて分かんないですね。となるとこういった部分でやっぱり本当にまちづくりを市民の力で考えていращやるのだったら、やっぱりこの船橋市役所の中の壁も取っ払っていただかないと、市民の生活はより良くなるのかなと思うので、どこかにきっちり書いていただいた方がよろしいかなというふうに思いました。以上です。

#### ○事務局

現状は様々な分野の中で、例えば福祉でいうとどこの部署の対応の所管の中でも漏れてしまうような、制度と制度の合間にあるものを救わなければいけない状況がある中で、それは横の連携で解決していこうという取り組みなども進んでおります。無策なわけではないですけども、まだその余地があるのかなというところなので、検討させていただきます。

#### ○粉川会長

もし皆さんのご意見が尽きればここで本日は終了したいと思います。次回は仮確定というところまで進みたいということもありますし、今回ご欠席で意見交換できていない部分もあります。影山委員のお話も来週聞くということもありますので、今日の

うちにやっぱり出し尽くせばなと思います。いかがでしょうか。

○神宮委員

細かいことが好きなもので、表紙の改定という文字の「定」という文字ですが、指針自体を直すのは定める「定」であって、冊子を直す時は言偏の「訂」を使うというのはどうでしょうか。冊子には、令和7年改定版の「定」は細かいですが、言偏の「訂」を使って、指針の本体自体には、直す意味合いのある定め「定」と使い分けをしても良いと思いましたが、いかがでしょうか。

○粉川会長

あと船橋市の文書の作り方で今までどういう風にやってきたかもきっとあると思います。

○事務局

現行の実際の指針は定めるの方が使われております。今の視点で少し確認させていただきます。

○粉川会長

ありがとうございます。では、言葉関係のところでも私も1個だけ確認をしておきたいですけれど、6ページのトピックのところでは公民連携っていう書き方で、事業者と市がやるという意味でこの公を役所の意味で使っていますよね。8ページでは官民の協働という形で行政の方を官という表現で使っていると思いますが、一般に公民連携って言葉が用語として使われているので書き分けているのだと思いますけれども、船橋市のスタンスはどういうふうになっているのかを確認していただいて、合わせる必要があるかご検討をいただければと思います。私自身の意見はありません。これ私自身官民というべきなのか公民というべきなのかっていうことに関

して非常に難しい問題だと思っていて、私は意見を持ってないですけど、船橋市の方で何か整理されているならこれを合わせるのか合わせないのかご検討いただいた方がいいかなとは思いました。

蛇足で話しますと公民連携という言葉が実はおかしいっていうふうに私自身は思っています。公民の公ってこの公ですけれども、公って言葉を役所とかいわゆるガバメントに限定するというのはおかしいという考え方です。公は市民も含めて支えるものなので、そういう意味ではおかしいという考え方をしてはいますが、ただ一方で8ページにあるような官民っていう表現は、20年ぐらい前に叩かれていて、官という表現がよろしくないみたいな話で公民というようになったっていうような流れもあるもので、どっちの立場を取って良いのかよく分からないのでそれで気になったということです。そのほか、いかがでしょうか。

#### ○橋本委員

この指針を改定するにあたって、何を本当に一番の目的とするかっていうところがやっぱり明確であってほしいというのは思っております。本当に個人的な意見ですけど、私は11ページの新たな協働の創出、市民力を繋ぐということで、やっぱり今やる人とやらない人っていうのがすごく明確化してきて、市民参加っていうのがすごく難しくなっている中で、この繋いでいく力っていうのがこれから重要になっていくと思っ

ているので、この改定によってここ特に注力していきたいやどこに視点を置いていくかっていうところがあったら良いと思いました。

#### ○粉川会長

ありがとうございました。この件って結構皆さんが最初からずっとおっしゃっているところでもありますよね。この今回の改定のキーコンセプトみたいなものは何なのかみたいのところ、あるいはそこを明確にしていた方が良いじゃないかっていう話がありますので、明確にできるかどうかはご検討いただいたほうがよろしいかと思いま

した。

では、大丈夫そうでしょうか。それでは、以上で議題3の指針改定修正案についての議論は終了したいと思いますのですが、事務局から確認事項とかございますか。

#### ○事務局

一点だけ、村尾委員にご指摘をいただいた、協働の種類の順番で、冒頭におっしゃられた後援と共催をというお話で、この辺りの関係性を直した方がいいのではというご意見が少し聞き取れなかったのもう一度ご教示いただけますでしょうか。

#### ○村尾委員

官民の協働について、前指針の流れを受けて協働の類型を並べて記載されているが、例えば「後援」「共催」の順番にして、寄付より上にボランティアがくるなど検討していただければと思います。

#### ○粉川会長

はい、ありがとうございます。それでは、指針改定修正案についての議論は以上としたいと思います。それでは事務局連絡に進みたいと思います。次回の会議日程、開催場所等についての内容でございます。こちらは事務局からお願いをいたします。

#### ○事務局連絡

次回の推進委員会ですが、6月11日の水曜日9時30分から11時30分ということで、場所は本庁舎7階の705会議室でございます。可能であればこのタイミングまでに今日いただいたご意見を反映させた形で仮確定というところまで進められればと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

#### ○粉川会長

ありがとうございました。次回は、11時30分までということで予定をしておりますが、若干伸びる可能性があるかもしれませんので、もしご都合に問題がなければ多少ちょっと後ろの予定をご検討いただければ幸いです。

本日の議題は以上となるのですが、皆様の方から何かございますでしょうか。

それでは長時間にわたりまして皆様ありがとうございます。本日の会議はこれで終了したいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。